

2 西海学第 3 0 1 号
令和 2 年 1 2 月 2 4 日

各小・中学校長 様

西海市教育委員会学校教育課長

新型コロナウイルス感染症対策にかかる
部活動の取扱いについて（1 2 月 2 4 日時点）

部活動の取扱いについては、最近の感染状況を踏まえ、拡大防止の観点から、令和 2 年 1 2 月 2 4 日（木）から令和 3 年 1 月 1 1 日（月）までは、下記のとおり
の取扱いとします。

なお、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては今後も対応を見直す
ことがあることを申し添えます。

記

1 部活動の実施について

- 部活動においては、「学校の新しい生活様式」の第 3 章「具体的な活動
場面ごとの感染症予防対策について」に基づき、十分な新型コロナウイルス
感染症対策の措置を講じた上で、実施可とする。
- 健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させないこと。（発熱、
咳やのどの痛みなど）
- 部活動への参加については、生徒本人・保護者の意向を尊重すること。

2 大会等の参加について（1 2 月 2 4 日から 1 月 1 1 日まで）

- 合同練習会や練習試合、合宿、演奏会、地域行事への参加など、他校等
との交流は、実施しないこと。（市内の合同部活動も含む。）
- 大会への参加も原則禁止とするが、中央競技団体等や中体連・中文連が
主催・共催・後援する全国大会・九州大会・県大会等への出場は可とす
る。ただし、参加の場合は、事前に西海市教育委員会と協議すること。
（県HPに掲載の「感染者が拡大している地域」などを参考に、該当地
域の感染状況に十分注意し、移動や宿泊先における感染防止対策を徹底
すること。）
- 感染症対策の観点から宿泊は伴わない方が望ましいが、宿泊を伴う場合
には、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づ
く国内修学旅行の手引き（第 3 版）」を参考として、十分な対策を講じる
こと。